

公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー役員報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人名古屋観光コンベンションビューローの常勤役員
の報酬等及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額及び通勤手当)

第2条 常勤役員
の報酬の額は、年額980万円以内で、別に定める理事長の報酬に係る業績評価委員会の決定した業績評価を参考に理事会で定める。ただし、事務局員の身分を有する常勤役員は、無報酬とする。

2 報酬は、年額の12分の1を報酬月額として毎月支給する。

3 前項の報酬は、役員
の就任した日から支給し、退任したときは、退任した日まで支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合、その報酬額は
その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 報酬のほか、常勤役員には職員
の例に準じて通勤手当を支給することができる。

6 役員としての職務遂行について生じた費用弁償は、報酬
に含まない。

(報酬の支給日)

第3条 役員等の報酬は、その月分を毎月17日に支給する。ただし、その月の初日から当該支給日までの間に国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この条において「休日」という。)があるときは、その月の18日とする。

2 前項に規定する支給日が、休日、日曜日、又は土曜日(以下「休日等」という。)であるときは、同項の規定にかかわらず、その日前のその日に最も近い休日等でない日を同項に規定する報酬の支給日とする。ただし、当該支給日がその月の16日より前の日になるときは、当該支給日後の当該支給日に最も近い休日等でない日とする。

(費用弁償)

第4条 常勤役員が職務を行うため旅行をしたときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、名古屋市旅費条例(昭和25年名古屋市条例第32号)の特別職の規定を準用する。

3 前項に定めるもののほか、常勤役員が職務を行うために特に要した費用については、その相当額をそのつど支給する。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。